

令和4年8月23日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第 38 号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて
- 議第 39 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 40 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 41 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 42 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 43 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 44 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて
- 議第 45 号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

1. 關於「中華民國」之定義，係指「中華人民共和國」而言，其範圍包括中國大陸、香港、澳門、台灣等地區。

2. 關於「中華人民共和國」之定義，係指「中華人民共和國」而言，其範圍包括中國大陸、香港、澳門、台灣等地區。

3. 關於「中華人民共和國」之定義，係指「中華人民共和國」而言，其範圍包括中國大陸、香港、澳門、台灣等地區。

4. 關於「中華人民共和國」之定義，係指「中華人民共和國」而言，其範圍包括中國大陸、香港、澳門、台灣等地區。

5. 關於「中華人民共和國」之定義，係指「中華人民共和國」而言，其範圍包括中國大陸、香港、澳門、台灣等地區。

6. 關於「中華人民共和國」之定義，係指「中華人民共和國」而言，其範圍包括中國大陸、香港、澳門、台灣等地區。

7. 關於「中華人民共和國」之定義，係指「中華人民共和國」而言，其範圍包括中國大陸、香港、澳門、台灣等地區。

8. 關於「中華人民共和國」之定義，係指「中華人民共和國」而言，其範圍包括中國大陸、香港、澳門、台灣等地區。

9. 關於「中華人民共和國」之定義，係指「中華人民共和國」而言，其範圍包括中國大陸、香港、澳門、台灣等地區。

10. 關於「中華人民共和國」之定義，係指「中華人民共和國」而言，其範圍包括中國大陸、香港、澳門、台灣等地區。

議第 38 号

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 4 年 8 月 23 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の休職処分を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

議第39号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年8月23日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年草津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

(4) 非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得しようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第3号を次のように改める。

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合

合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「当該配偶者がする」を「当該配偶者が同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号中アをイとし、アとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、第1号として次のように加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の

規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「任期の末日」を「育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される日」を「当該採用の日」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の草津市職員の育児休業等に関する条例第3条（第5号に係る部分に限る。）および第11条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子という。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (イ) <u>勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</u> イ <u>次のいずれかに該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。)において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業を取得しようとするもの</u> (イ) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌</u>	第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) (略) (4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> ア <u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u> (ア) <u>その養育する子が1歳6か月に達する日までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することおよび任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> (イ) <u>勤務日の日数を考慮して市長が定める非常勤職員</u> イ <u>第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下この号および同条において「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)</u>

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの	ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)～(2) (略) (3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイおよびウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日</u>	第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)～(2) (略) (3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</u>
ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業または当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合もしくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1	

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	
イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合またはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合	ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合または当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
ウ (略)	イ (略)
エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合	
(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)	(育児休業法第2条第1項の条例で定める場合)
第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号および第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。	第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するときとする。

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
(1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、またはこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> (2)～(3) (略) (4) <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) (5)～(6) (略) (7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、または当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u> (育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間) 第3条の2 <u>育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間は、57日間とする。</u> 第4条～第10条 (略)	(1)～(2) (略) (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間) 第2条の5 <u>育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) (5) <u>育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。</u> (6)～(7) (略) (8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、または当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u> 第4条～第10条 (略)

草津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。) (7) (略) 第12条～第27条 (略) 付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対する改正前の草津市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)および第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。	(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略) (6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。) (7) (略) 第12条～第27条 (略)

議第40号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年8月23日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

草津市職員の退職手当に関する条例（昭和32年草津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「含む。」の右に「第10条第2項において「勤務日数」という。」を加え、「18日」の右に「（1月間の日数（草津市の休日をも定める条例（平成2年草津市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。）」を加える。

第10条第2項「職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。）が18日」を「勤務日数が職員みなし日数」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の草津市職員の退職手当に関する条例第2条第2項および第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条 (略) (退職手当の支給) 第2条 (略) 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。<u>第10条第2項において「勤務日数」という。</u>)が18日(1月間の日数(草津市の休日定める条例(平成2年草津市条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。<u>第10条第2項において「職員みなし日数」という。</u>)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷もしくは病気(以下「傷病」という。)による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 第2条の2～第9条 (略) (失業者の退職手当) 第10条 (略) 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、または季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当	第1条 (略) (退職手当の支給) 第2条 (略) 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つた者で、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷もしくは病気(以下「傷病」という。)による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分ならびに第5条中公務上の傷病または死亡による退職に係る部分ならびに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職および死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。 第2条の2～第9条 (略) (失業者の退職手当) 第10条 (略) 2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員または職員以外の者で<u>職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令または条例もしくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、または休暇を与えられた日を含む。)</u>が18日以上ある月が1月以上あるもの(季節的業務に4箇月以内の期間を定めて雇用され、または季節的に4箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であつた者(以下この項において「職員等」という。)であつたことがあ

草津市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。 (1)～(2) (略) 3～17 (略) 第11条～第20条 (略) 付 則 (施行期日) 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の草津市職員の退職手当に関する条例第2条第2項および第10条第2項の規定は、令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。	るものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間または当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。 (1)～(2) (略) 3～17 (略) 第11条～第20条 (略)

姓名：張國輝

職銜：主任秘書

服務機關：行政院

職別：主任秘書

職等：特任

現任職務：行政院秘書長辦公室主任秘書

原任職務：行政院秘書長辦公室主任秘書

原任職務：行政院秘書長辦公室主任秘書

原任職務：行政院秘書長辦公室主任秘書

學歷：大學

學歷：大學

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

經歷：曾任行政院秘書長辦公室主任秘書

議第41号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和4年8月23日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市通学区域審議会設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市通学区審議会設置条例の一部を改正する条例

草津市通学区審議会設置条例（昭和47年草津市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「草津市PTA連絡協議会の代表」を「関係する学校のPTA等の代表」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

草津市通学区域審議会設置条例の一部を改正する条例

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第2条 (略) (委員) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。 (1) (略) (2) <u>関係する学校のPTA等の代表</u> (3)～(4) (略) 第4条～第9条 (略) <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	第1条～第2条 (略) (委員) 第3条 (略) 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱または任命する。 (1) (略) (2) <u>草津市PTA連絡協議会の代表</u> (3)～(4) (略) 第4条～第9条 (略)